

市町村立学校教職員の皆様へ

令和7年度版

一般財団法人

神奈川県教育福祉振興会に

加入しましょう

(正規教職員用)



一般財団法人神奈川県教育福祉振興会は、県の出資により市町村立小中学校教職員等の福利厚生充実を目的に設立された互助団体で、40年にわたり給付・厚生・貸付など事業の充実を図り“振興会”の名称で皆様に親しまれています。

組織

県内市町村立小中特別支援学校等に勤務する教職員等の現職会員は、約37,000人(加入率95%)、継続会員(現職会員だった方が退職後に加入)は約12,000人です。

運営

現職会員の会費、継続会員の加入時の会費や掛金と資産運用収益等で運営しており、多くの方の加入で、よりスケールメリットを活かした事業を実施できます。

事業

現職会員の給付事業、厚生事業、住宅建設資金貸付事業を行うとともに県民の教育文化活動のためサイエンスショーや音楽会、講演会などの公益事業を行っています。また、継続会員の医療互助事業、厚生事業を行っています。



一般財団法人 神奈川県教育福祉振興会

〒231-8325 横浜市中区日本大通 33

窓口業務 (平日 8:30~17:15)

【総務・経理班】 045(681)3049 (加入・退会・会費に関すること)

【事業・医療班】 045(211)4483 (給付・厚生事業に関すること)

045(681)3054 (医療互助事業に関すること)

URL <https://www.kyo-fukushi.or.jp>

加入の手続きと会費

加入の手続き

現職会員の加入資格

県内の市町村立小・中学校等の教職員等で、市町村互助会に加入された方（会員期間は教職員等を退職したときまで）



加入申込書の記入・提出

市町村互助会、振興会に加入するには「加入申込書」が必要です。
提出先は市町村互助会です。



市町村互助会へ加入

市町村又は複数の市町村が単位となり設立された教職員互助会があります。

市町村会費（県費負担教職員）

基礎月収額^{※1} × 3 / 1000

（政令市毎に異なります。）

市町村互助会加入証明後、振興会に送付されます。

振興会へ加入

加入手続き完了後、「会員証」を所属経由でお渡しします。

振興会会費

【現職会費】 基礎月収額^{※1} × 2 / 1000

【継続会費】 基礎月収額^{※1} × 4 / 1000

会費

会費

《会費納入額の算定例》

基礎月収額^{※1} 215,800円

市町村会費 3/1000の場合

（政令市毎に異なります。）

市町村会費

215,800円 × 3 / 1000 = 647円

振興会会費【現職会費】

215,800円 × 2 / 1000 = 431円

振興会会費【継続会費】^{※2}

215,800円 × 4 / 1000 = 863円

（退職後の事業に加入していただくための積立金となります。）

合計 A + B + C = 1,941円

毎月の納入額

市町村互助会

実施事業は各団体により異なります

給付事業・厚生事業に使用します

右頁・右頁裏をご覧ください

退職互助事業に使用します

右頁裏をご覧ください

会費の納入方法

1 県費負担教職員の方

毎月の給料から県が控除します。

2 政令市費負担教職員の方

毎月の給料から市が控除します。（横須賀市費含む）

3 その他市町村費負担教職員等の方

みずほ銀行、中央労働金庫又は、横浜銀行の口座から自動引き落とし（口座振替）をします。

※1 【基礎月収額】 = 給料月額（教職加算額を含む） + 教職調整額 + 給料の調整額

※2 【継続会費】 4/1000：定年等での退職後、医療費等の補助を行う医療互助事業に加入するための掛金の積立です。

振興会が行っている事業

厚生事業

振興会は公立学校共済組合とともに教職員の福利厚生の増進を担っています。

東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム利用券の

プレゼント

東京ディズニーランド、東京ディズニーシーの
パークチケット購入の際に補助が受けられる
東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム
利用券3,000円相当を抽選でプレゼント!!

スポーツ観戦を抽選で

ご招待

次の試合をシーズンシートで無料観戦いただけます。

- 横浜DeNAベイスターズ(横浜スタジアム)
- 東京読売ジャイアンツ(東京ドーム)
- 横浜F・マリノス(日産スタジアム)
- 川崎フロンターレ(U等々力)
- 横浜ビー・コルセアーズ(横浜国際プール)

宿泊・レクリエーション施設の利用補助

- 休暇村 ●ラフォーレ倶楽部(宿泊・ゴルフ)
- 新江ノ島水族館 ●横浜八景島シーパラダイス
- マクセル アクアパーク品川 ●万葉倶楽部・万葉の湯
- 名水はだの富士見の湯 ●湯楽の里 ●キッザニア東京
- 横浜アンパンマンこどもミュージアム
- フォレストアドベンチャー 他

宿泊・レクリエーション施設・スポーツ施設を 一般料金よりお得な会員料金で利用

- リゾートトラスト ●富士急ハイランド
- さがみ湖プレジャーフォレスト
- コナミスポーツクラブ(国内)
- ガイドスポーツ(小田原) ●ライフティック平塚
- ライザップ ●カーブス 他

演劇・コンサートのチケット購入補助

劇団四季の公演や県内都内で上演する演劇やコンサートのチケットを会員価格で提供します。
また、ローチケットbiz+が利用できます。

カルチャーセンターの受講料一部補助

- 朝日カルチャーセンター
- 読売・日本テレビ文化センター
- 英会話イーオンなど

指定店事業

振興会が指定した商店などを利用する際に「会員証」の提示により割引優待が受けられます。

広報紙の発行

- 振興会だより(年3回)
- 振興会ハンドブック(指定店名簿)

振興会が行っている事業

給付事業

結婚祝金	会員が結婚したとき	2万円
災害見舞金	災害により住居や家財に損害を受けたとき	4万～20万円
弔慰金※1	会員が死亡したとき	16万5千円
	配偶者が死亡したとき	6万5千円
	実(養)父母・実(養)子・被扶養者が死亡したとき	2万5千円
	会員又は配偶者の死産のとき	1万円
遺児育英資金※2	現職会員が死亡したときに、その現職会員又はその配偶者に被扶養者である18歳以下の実(養)子及び弟妹・障害等級が1級の実(養)子及び弟妹の遺族があるとき ※ただし遺児のうち中学生以下の場合、要件に応じ10万～30万円を加算	遺児1人につき 100万円 (加算あり)
人間ドック受診費用補助	人間ドック、脳ドック及びPET検診の受診費用の一部を補助	3千円 (1年度につき1回)
自己研鑽等費用補助	現職会員が35歳、45歳、55歳の年齢に達したときに自己研鑽のための費用を補助	1万円
退会記念品	満50歳以上(会員期間10年以上)で退会した現職会員に対し記念品(商品券)を贈呈	1万3千～2万円

※1 ご夫婦・ご家族等で会員の場合、それぞれでご請求いただけます。

※2 例えば、未就学児1名・小学生1名の遺族があるとき130万円+120万円=250万円

住宅建設資金貸付事業

- 振興会加入期間が通算3年以上の会員に対し住宅の購入等の必要資金(2,000万円上限)を貸付

退職互助事業

- 現職中に積み立てた継続会費と掛金により、退職後の医療費等の補助を行う医療互助事業
- 芸術鑑賞やレクリエーション等の厚生事業

公益事業

- 会員を含む県民の方々を対象に自然科学実験教室、教養講座、コンサート等を開催

現職会員となった方には
「会員証」を交付します。

